

「静岡県美容業生活衛生同業組合」（静岡県静岡市ほか） 加盟店舗の指定

- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の考え方に賛同した**静岡県美容組合（静岡県美容業生活衛生同業組合）**が、まず静岡市に働きかけ。116店舗の協力（令和6年9月30日時点）を得る。浜松市や掛川市でも同様に展開中
- 厚生労働省「理容所及び美容所における衛生管理要領」に“待合所”を設置する規定があり、これを援用
- 組合は支部長を通じ写真や情報を集め、静岡市との協定をとりまとめ
- 教育委員会を通じて**静岡市内のすべての小・中学校**に、組合が独自に制作したポスターを配布



▲静岡市制作のポスター
サイズは3種類用意されている。



▲待合所
場合により作業場の美容椅子も利用できる。



▲組合が独自に制作したポスター

■苦勞した点

- ・市と個別店舗になると連絡や調整が難しいので、とりまとめ部分を組合が担った。協定書には店舗の写真を含めるものとして、その写真や店舗情報の収集で支部長にはご苦勞をいただいた。

■工夫した点

- ・児童・生徒にも、暑いときには美容室でも休息ができることを伝えたかった。すべての小・中学校の校長先生宛に手紙とポスターを送付して、理解と周知を促した。